

愛知県地域防災計画の修正(案)要旨

地域防災計画修正の根拠

都道府県地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 40 条）。

また、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第 14 条）。

主な修正事項

1 中部電力株式会社浜岡原子力発電所に係る情報連絡体制等の追加

東日本大震災においては、福島第一原子力発電所が被災し、現在においても非常に広範囲にわたり影響を及ぼしているところである。

本県においては、原子力発電所の設置はないものの、隣接する静岡県の浜岡原子力発電所から本県の県境までは約 55 km であることから、今後は、原子力発電所における事故を想定した対策を検討していく必要がある。

そこで、今回は、平成 23 年 9 月 30 日付けで県と中部電力株式会社との間で取り交わした「中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書」に基づく情報連絡体制等に関する内容を追加し、併せて計画の名称を「風水害・原子力等災害対策計画編」と修正することとした。

【主なポイント】

第 2 編 災害予防 第 3 章 事故・火災等予防対策

第 5 節 放射性物質及び原子力災害予防対策

3 県（防災局、環境部）における措置

(1) 原子力事業者との通報・連絡体制の整備

近隣県における原子力事業者との通報・連絡体制の整備に努めるものとする。

(2) 平常時における環境放射線モニタリングの実施

平常時の環境放射線量等のデータの収集に努め、緊急時における対策のための基礎データとするものとする。

(3) 国との連絡調整

緊急時の放射線影響予測にあたり、国の予測データが活用できるようあらかじめ国と調整を行うものとする。

6 災害に関する知識の習得及び訓練等

(1) アドバイザーの設置

県は、原子力防災に関するアドバイザーを設置し、専門的、技術的な立場から助言を求める体制を整備する。

(2) 県と中部電力株式会社との連絡会の設置

県と中部電力株式会社は、「中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書」に基づく連絡会を定期的を開催し、相互の連携強化を図るものとする。

(3) 情報伝達訓練の実施

中部電力株式会社は、県との間で、中部電力株式会社浜岡原子力発電所の異常時における情報伝達訓練を定期的を開催するものとする。

また、県は、関係機関との間で、中部電力株式会社から提供を受けた原子力発電所に係る情報について、情報伝達訓練を定期的に行うものとする。

第3編 災害応急対策 第19章 放射性物質及び原子力災害応急対策
第4節 県外の原子力事業所における異常時対策

「中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書」(以下この節において「覚書」という。)に規定する内容に該当する異常が発生した場合は、次の対策をとるものとする。

1 事業者(中部電力株式会社)における対策

(1) 県への情報伝達・報告
中部電力株式会社は、覚書に基づき、県に対して内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

(2) 原子力事業者防災業務計画による対策の実施
中部電力株式会社は、(1)に掲げる対策のほか、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画により対策を行うものとする。

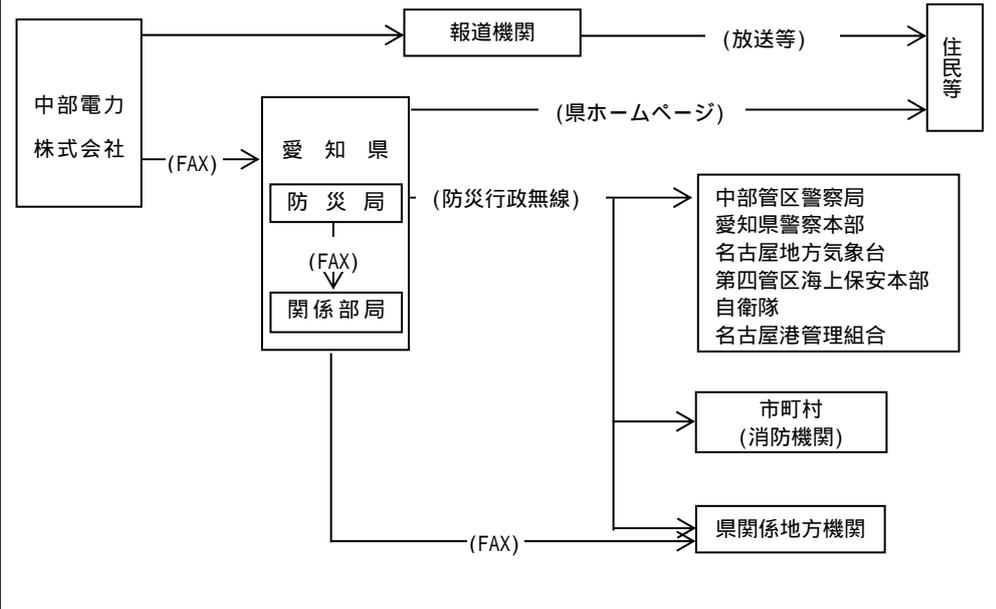
2 県(防災局、環境部)における対策

(1) 防災関係機関への情報伝達
県は、覚書に基づき、中部電力株式会社から情報収集を行い、防災関係機関、市町村等へ情報を伝達する。

(2) アドバイザーへの協力要請
必要に応じ、アドバイザーへの協力を要請し、専門的、技術的な立場からの助言を求める。

(3) 事業者、国及び消防機関と協力したモニタリング
専門家の指導助言を得て、事業者、国及び消防機関と協力してモニタリングを行う。

3 情報の伝達系統
中部電力株式会社浜岡原子力発電所において、覚書に規定する内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 東日本大震災を踏まえた修正

東日本大震災を受け、その検証や新たな被害予測調査に着手したところであり、これらの結果を踏まえた抜本的な修正を今後行っていくことになるが、現在までの各機関の検証結果を踏まえた対策等を反映させ、必要な修正を行う。

【修正箇所】

<地震編> 風水害等編にも同様の記載あり

- ・第2編第2章第2節6「港湾・漁港・海岸・河川（1）」
- ・第2編第6章3「県警察における措置（2）」
- ・第2編第9章第4節3「河川、海岸、港湾及び漁港の管理者における措置（3）」
- ・第2編第11章第1節4「県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置（4）」
- ・第3編第3章第3節3「各機関の措置（5）」
- ・第3編第7章第2節「防疫・保健衛生（6）」
- ・第3編第8章第1節1「県警察における措置（7）」
- ・第3編第13章第2節1「市町村における措置（8）」

【新旧対照表】

地震編 P2、3、4、6、7、8

(1) 地震編第2編第2章第2節6「港湾・漁港・海岸・河川」

現行（平成23年6月修正）	改 正 案
(1) 港湾 (追加)	(1) 港湾 工 津波被害低減対策 港湾における津波被害の低減を図るため、コンテナ等の流出防止柵の設置や、埠頭用地等の高上げを実施する。

(2) 地震編第2編第6章3「県警察における措置」

現行（平成23年6月修正）	改 正 案
県警察は、災害発生時における救出救助活動等に使用するため、ヘリコプター、特殊車両等の災害警備用装備資機材の整備を図る。	県警察は、災害発生時における救出救助活動等に使用するため、ヘリコプター、特殊車両等の災害警備用装備資機材の整備を図るとともに、燃料備蓄施設を整備する。 また、災害応急対策への迅速的確な態勢を確立するため、警察施設の自家発電設備等の充実を図る。

(3) 地震編第2編第9章第4節3「河川、海岸、港湾及び漁港の管理者における措置」

現行（平成23年6月修正）	改 正 案
(3) 水門、陸閘等の閉鎖を迅速・確実にを行うための体制、手順及び非常時の管理方法	(3) 水門、陸閘等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び非常時の管理方法

(4) 地震編第 2 編第 11 章第 1 節 4 「県（教育委員会）市町村及び国立私立各学校等管理者における措置」

現行（平成 23 年 6 月修正）	改 正 案
<p>(1) 計画の策定及び周知徹底 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。</p>	<p>(1) 計画の策定及び周知徹底 災害の種別に応じ、学校等の規模、<u>所在地の特性</u>、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、<u>県（防災局）</u>や市町村防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。</p>

(5) 地震編第 3 編第 3 章第 3 節 3 「各機関の措置」

現行（平成 23 年 6 月修正）	改 正 案
<p>(2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。 エ インターネットホームページ掲載</p>	<p>(2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。 エ インターネットホームページ掲載及び<u>ツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供</u></p>

(6) 地震編第 3 編第 7 章第 2 節 「防疫・保健衛生」

現行（平成 23 年 6 月修正）	改 正 案
<p>4 栄養指導 <u>県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市</u>は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行う。</p> <p>5 健康管理 (1) 県及び市町村は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談を行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。</p>	<p>4 栄養指導等 県及び市町村は、避難所等における炊き出しの実施に際し、<u>栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</u></p> <p>5 健康管理 (1) 県及び市町村は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や<u>口腔ケア</u>を行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。</p>

(7) 地震編第 3 編第 8 章第 1 節 1 「県警察における措置」

現行（平成 23 年 6 月修正）	改 正 案
<p>(2) 広報、相談活動 イ 相談活動 警察本部、警察署に災害相談所を開設し、<u>行方不明者、迷い子等の各種相談活動</u>を推進する。 (追加)</p>	<p>(2) 広報、相談活動 イ 相談活動 警察本部、警察署に災害相談所を開設し、<u>または避難所等を訪問しての各種相談活動</u>を推進する。 <u>(3) 行方不明者発見・保護活動</u> <u>行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。</u></p>

(8) 地震編第 3 編第 13 章第 2 節 1 「市町村における措置」

現行 (平成 23 年 6 月修正)	改 正 案
<p>(1) 遺体の収容及び一時保存 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所(寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。</p>	<p>(1) 遺体の収容及び一時保存 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所(寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。 <u>なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。</u></p>

3 大規模土砂災害への対応の追加

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の改正により、大規模な土砂災害が急迫した場合に、国(中部地方整備局)及び県が緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知することなどが追加されたことを反映させ、修正する。

【修正箇所】

<風水害等編>

- ・第 2 編第 2 章第 3 節 1 「中部地方整備局、県(建設部)及び市町村における措置(1)」
- ・第 2 編第 7 章第 3 節 「中部地方整備局及び県(建設部、農林水産部)における措置(2)」
- ・第 3 編第 3 章第 1 節 7 「気象予報警報等の伝達系統(3)」

<地震編>

- ・第 2 編第 5 章第 4 節 「中部地方整備局及び県(建設部、農林水産部)における措置(2)」
- ・第 3 編第 3 章第 1 節 5 「その他防災関係機関における措置(4)」

【新旧対照表】

風水害等編 P3、6、7 地震編 P3、5

(1) 風水害等編第 2 編第 2 章第 3 節 1 「中部地方整備局、県(建設部)及び市町村における措置」

現行 (平成 23 年 6 月修正)	改 正 案
<p>(4) 総合土砂災害対策 (略)</p>	<p>(4) 総合土砂災害対策 (略) <u>大規模な土砂災害が急迫した場合は、中部地方整備局及び県は緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知することにより、市町村の警戒避難体制を支援する。</u></p>

(2) 風水害等編第 2 編第 7 章第 3 節「中部地方整備局及び県（建設部、農林水産部）における措置」

地震編第 2 編第 5 章第 4 節「中部地方整備局及び県（建設部、農林水産部）における措置」

現行（平成 23 年 6 月修正）	改 正 案
<p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については土砂災害危険箇所）の住民への周知体制、土砂災害監視システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、市町村等に対しては、<u>土石流発生基準雨量等の設定、土砂災害に対する予報又は警報の発令及び伝達、避難、その他警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。</u></p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については土砂災害危険箇所）の住民への周知体制、土砂災害監視システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、市町村等に対しては、<u>土砂災害警戒情報の発表・伝達、大規模な土砂災害が急迫した場合の緊急調査に基づく土砂災害緊急情報の通知その他警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。</u></p>

(3) 風水害等編第 3 編第 3 章第 1 節 7 「気象予報警報等の伝達系統」

現行（平成 23 年 6 月修正）	改 正 案
<p>(追加)</p>	<p>(6) 土砂災害緊急情報の伝達系統</p> <p>ア 大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流、湛水など）</p> <p style="text-align: center;"> 中部地方整備局 } → 関係市町村 → 愛知県 </p> <p>イ 大規模な土砂災害（地すべり）</p> <p style="text-align: center;"> 愛 知 県 } → 関係市町村 </p> <p>(注) 土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合に、国・県が実施する緊急調査の結果に基づき、市町村へ通知される情報で、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報</p>

(4) 地震編第 3 編第 3 章第 1 節 5 「その他防災関係機関における措置」

現行（平成 23 年 6 月修正）	改 正 案
<p>(追加)</p>	<p>(2) 中部地方整備局及び県は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知することにより、市町村の警戒避難体制を支援する。</p>

4 自衛隊の災害派遣に関する修正

災害対策基本法の改正により、市町村長が災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する際に、要請を依頼した旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じ通知することができることとなったことを反映させ、修正する。

【修正箇所】

<風水害等編>

- ・第3編第4章第3節3「市町村又は関係機関における措置」

<地震編>

- ・第3編第4章第3節3「市町村又は関係機関における措置」

【新旧対照表】

風水害等編 P8

地震編 P6

風水害等編第3編第4章第3節3「市町村又は関係機関における措置」

地震編第3編第4章第3節3「市町村又は関係機関における措置」

現行（平成23年6月修正）	改 正 案
(1) 市町村長又は関係機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。	(1) 市町村長又は関係機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。 <u>この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じ通知する。</u>
(3) 市町村長は、災害対策基本法第68条の2第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。	(3) 市町村長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。